多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマークの使用承諾等に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市モザイクタイルミュージアム(以下「ミュージアム」という。)のロゴマークの使用承諾及び外観をイメージさせるデザイン(以下「外観デザイン」という。)の使用認証に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 ミュージアムのロゴマーク及び外観デザイン (以下「ロゴマーク等」という。) の活用理念は、ミュージアムの設置目的に鑑み、タイルの魅力を広く周知し、 市民文化の向上及び地域振興に資することとする。

(ロゴマークの図柄等)

(活用理念)

- 第3条 ロゴマークの図柄は、別に定めるモザイクタイルミュージアムV. I. ガイドラインに定めるとおりとする。
- 2 この要綱により市長が認証する外観デザインは、色、形状等を含む実際の建築イメージを損なうことのないようなもので、市長の指示に沿ったものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用承諾等が必要な行為)

- 第5条 ロゴマークの使用承諾又は外観デザインの使用認証が必要な行為は、次のと おりとする。
  - (1) ロゴマークを使用した商品等の作製
  - (2) 外観デザインを使用したミュージアムに関わる商品の作製 (ロゴマーク等の使用範囲)
- 第6条 ロゴマーク等の販売目的の使用にあっては、主に市内における販売に限って 使用を認め、又は認証するものとする。

(申請)

第7条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク使用承諾等申請書(別記様式第1号)に必要書類を添えて市長に申請し、使用の承諾又は使用の認証(以下「使用承諾等」という。)を受けなければならない。

(使用の承諾等)

- 第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容が第2条に規定する 理念に資すると認めるときは、使用承諾等をするものとする。ただし、次の各号の いずれかに該当するときは、使用承諾等をしない。
  - (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
  - (3) ミュージアムのイメージを損なうおそれがあると認めたとき。
  - (4) その他市長が使用承諾等をすることが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、ロゴマーク等の使用について、必要な条件を付すことができる。
- 3 ロゴマーク等の使用承諾等の期間は、申請日から最長5年間とする。 (申請者への通知)
- 第9条 市長はロゴマークの使用承諾等をしたときは、多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク使用承諾等通知書(別記様式第2号)により、使用承諾等をしなかったときは、多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク使用不承諾等通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第10条 ロゴマークの使用承諾等を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各 号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) ミュージアムのイメージを損なうような使用をしないこと。
  - (2) 使用承諾等の範囲を逸脱しないこと。
  - (3) 使用条件に沿った使用をすること。
  - (4) ロゴマークは、第3条第1項に規定するガイドラインに従って、適正に使用すること。
  - (5) 外観デザインの使用は、実際の建築イメージに沿ったものとし、市長の指示に従い使用すること。
  - (6) ロゴマークを独占的に自己のものとして、商標に使用しようとしないこと。 (承諾等内容の変更等)
- 第11条 使用者は、第9条の規定により承諾等を受けた事項を変更しようとするときは、多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク等使用変更承諾申請書(別記様式第4号)により市長に申請し、その承諾を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、承諾することが適当と認めたときは、多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク等使用変更承諾通知書(別記様式第5号)により、変更を承諾しなかったときは、多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク等使用変更不承諾通知書(別記様式第6号)により、使用者に通知するものとする。
- 3 第8条第1項の規定は、第1項の場合に準用する。

(使用承諾等の取消し)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾等を取り消すものとし、使用者に多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク使用承諾等取消通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。
  - (1) 使用承諾等又は使用変更承諾に係る申請の内容に虚偽があったとき。
  - (2) 第8条又は第10条の規定に違反することとなったとき。
- 2 前項の規定により使用承諾等を取り消された者は、当該使用承諾等に係る物件 (以下「使用物件」という。)をいかなる場合にあっても使用してはならない。
- 3 市長は、使用承諾等を取り消された者に対し使用物件の回収を求めることができる。
- 4 前項に規定する使用物件の回収その他の使用承諾等の取消しに伴い発生する費用の一切は、当該使用承諾等を取り消された者が負担することとし、当該使用承諾等を取り消されたことにより生じた損害については、市は賠償する責任を一切負わない。

(報告書の提出)

第13条 使用者は、ロゴマーク等の使用を終了したとき又は使用から5年を経過したときは、多治見市モザイクタイルミュージアムロゴマーク等使用報告書(別記様式第8号)により使用状況について報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用承諾等に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。